

Q4 放射能を帯びた災害廃棄物を受け入れても大丈夫なの？

A4

- 国では、平成24年4月17日付けで「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等（平成24年環境省告示第76号）」を示し、受け入れる災害廃棄物の平均的な放射能濃度の目安を放射性セシウム濃度（セシウム134と137の合計値）が240～480ベクレル/kg以下のもの、としています。
- また、焼却や溶融等の処理を行ったことにより生じる焼却灰や燃えがら等における放射性セシウム濃度、及び埋立処分する場合の災害廃棄物における放射性セシウム濃度の目安値については8,000ベクレル/kg以下としています。
- このような廃棄物は、法律（※）に基づいて特別な管理が求められる「放射性物質により汚染された廃棄物」とは異なり、処理の過程で健康に影響を及ぼすことのない、十分に安全なものです。

（※）放射性物質汚染対処特措法

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

- 本県では、国の基準設定の根拠となったデータや知見等に基づき、災害廃棄物の受入れに関して独自のガイドライン（平成24年3月6日）を定め、受け入れる災害廃棄物の放射性物質濃度の目安値をクリアランスレベルの「100ベクレル/kg」とし、さらに厳しい設定としました。
- 万が一、こうした目安値を満たさないものが発生した場合には、岩手県へ返却する等の措置を講ずることを同県との間で締結した基本協定に明記しています。
- 災害廃棄物を受け入れている期間において県が定期的実施した放射性物質濃度の調査結果では、以下のとおり目安値を十分下回っており、問題のないレベルのものであることを確認しています。

災害廃棄物における放射性物質濃度
（平成24年3月～平成25年7月）

〔単位：ベクレル/kg〕

	宮古市	野田村	目安値
可燃系混合物 （可燃物）	不検出 ～ 6.0	不検出	100
不燃系混合物 （不燃物）	—	10.1 ～ 12	